

# 公 示 書

国土交通省北海道開発局網走開発建設部北見河川事務所が所管する区域において、災害等における応急復旧業務に即時対応することを目的に、協定の締結に同意できる者の公募について、次のとおり公示する。

平成30年1月29日

国土交通省北海道開発局 網走開発建設部  
北見河川事務所長 尾形 寿

## 1 対象業者

網走開発建設部北見河川事務所が所管する区域において、災害時における河川及びダム等災害応急復旧業務（以下「応急業務」という。）に関する協定の締結に同意できる者。

## 2 対象河川及びダム等

北見河川事務所が管理する全ての河川、ダム（別紙・別図を参照）及び土砂災害が発生した場合は、所管する市町村管内【佐呂間町・北見市・訓子府町・置戸町・津別町・美幌町・大空町・網走市・小清水町・清里町・斜里町】とする。

## 3 対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、北見河川事務所長、協定締結者双方から申し出がない場合は、その期間を満1年間延長するものとする。

※協定締結は、平成30年4月2日（予定）とする

## 4 公募の条件等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の①～⑥ブロックについては、平成29・30年度一般競争（指名競争）北海道開発局参加資格（建設工事）「一般土木」の資格を有し「C等級以上」の者であること。⑦ブロックについては、平成29・30年度一般競争（指名競争）北海道開発局参加資格「機械装置」の資格を有する者であること。⑧ブロックについては、平成29・30年度一

般競争（指名競争）北海道開発局参加資格（業務）「測量」の資格を有し、かつ、計量法に基づく「計量証明事業登録（濃度）」を有している者であること。⑨ブロックについては、平成29・30年度一般競争（指名競争）北海道開発局参加資格（業務）「測量」の資格を有する者であること。

- (3) 別表の①～④ブロックについては、北見河川事務所管内に建設業法に基づく、本店の拠点有する者であること。⑤⑥ブロックについては、網走開発建設部管内に建設業法に基づく本店の拠点を有するものであること。⑦ブロックについては、網走開発建設部管内又は近隣の旭川開発建設部・釧路開発建設部・帯広開発建設部管内に本店若しくは支店の拠点を有する者であること。⑧⑨ブロックについては、網走開発建設部管内に本店若しくは支店の拠点を有する者であること。
- (4) 別表の①～⑥ブロックについては、過去15年間（平成14年度以降）に、網走開発建設部管内における国又は地方公共団体が発注した河川工事の施工実績を有すること。⑦ブロックについては、過去15年間（平成14年度以降）に国又は地方公共団体が発注した河川・ダム機械装置の施工実績を有する者であること。⑧ブロックについては過去10年間（平成19年度以降）に網走開発建設部管内における国又は地方公共団体が発注した河川・ダムの水質分析を伴う業務の履行実績を有する者であること。⑨ブロックについては過去10年間（平成19年度以降）に網走開発建設部管内における国又は地方公共団体が発注した河川・ダムの測量業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 災害応急業務の履行が可能である体制として、緊急連絡体制を有する事を証明した者であること。
- (6) 別表における①～④ブロックに限り応募する者は、いずれか1つのブロックに応募できるが、希望ブロック以外の担当に決定されたとしても、決定後の辞退をしないこと。⑤⑥ブロックで、北見河川事務所管内に本店の拠点を有する者は、合わせて①～④ブロックのいずれか1つのブロックに応募できるが、希望する①～④ブロック以外の担当に決定されたとしても、決定後の辞退はしないこと。
- (7) 協定締結後に工事請負契約を締結する際には、法定外労働補償制度に加入する者であること。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結するまでの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5 提出書類

- (1) 協定参加希望申請書

## (2) 添付書類

- ア 別表の①～⑥ブロックについては、北海道開発局一般競争参加資格（建設工事）「一般土木」において、C等級以上であることを証明する書類（資格決定通知書の写し）。⑦ブロックについては、北海道開発局一般競争参加資格「機械装置」の資格を有する者であることを証明する書類（資格決定通知書の写し）。⑧ブロックについては、北海道開発局一般競争参加資格（業務）「測量」の資格を有する者であることを証明する書類（資格決定通知書の写し）及び計量法に基づく「計量証明事業登録（濃度）」を有していることを証明する書類（計量証明事業登録証の写し）。⑨ブロックについては、北海道開発局一般競争参加資格（業務）「測量」の資格を有する者であることを証明する書類（資格決定通知書の写し）。
- イ 応募者は、本店若しくは支店の拠点を持する者であることを証明するに当たって、登記簿の写し等で支店等の所在を確認できる書類を添付すること（資格決定通知書の写しで確認できる場合は所在を確認できる書類の添付は不要）。
- ウ ①～⑥ブロックは、平成14年4月1日以降に網走開発建設部管内における国又は地方公共団体が発注した河川工事の施工実績を持することを証明するに当たっては、契約書の写し等、内容を確認できる書類を添付すること。⑦ブロックについては平成14年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した河川・ダムにおける機械装置の施工実績を持することを証明するに当たっては、契約書の写し等、内容を確認できる書類を添付すること。⑧ブロックは、平成19年4月1日以降に網走開発建設部管内における国又は地方公共団体が発注した河川・ダムにおける水質分析を伴う業務の履行実績を証明するに当たっては、契約書の写し等、内容を確認できる書類を添付すること。⑨ブロックは、平成19年4月1日以降に網走開発建設部管内における国又は地方公共団体が発注した河川・ダムの測量業務の履行実績を証明するに当たっては、契約書の写し等、内容を確認できる書類を添付すること。また、別紙様式に履行実施箇所について記載すること。ただし、大空町、北見市での実績については、旧自治区での記載とすること。
- エ 災害応急業務の履行が可能である体制として、緊急連絡体制表を添付すること。また、別表における①～⑥ブロックの場合は、自社保有・協力会社・リース等問わず、建設機械（バックホウ・ブルドーザ・ダンプトラック等）が災害応急業務時に調達可能な理由と、建設機械の出動の拠点となる主な住所とその理由、また、①～⑦ブロックについては1級及び2級の土木施工管理技士の資格者数を別紙様式に記入すること。また、⑧ブロックの場合は、環境計量士（濃度関係）の資格取得者数の人数を別紙に記入すること。⑨ブロックの場合は測量士の資格取得者数の人数を別紙に記入すること。

## (3) その他

提出書類の作成に当たっては、別紙様式1～3を参考とすること。又、提出書類に関して後日ヒアリングを行うことがある。

## 6 協定参加希望申請書の交付及び受付

### (1) 協定参加希望申請書の交付

交 付 期 間：平成30年2月1日から平成30年2月15日まで

交付場所及び方法

#### ①紙による場合

場所：北見市田端町71番地

網走開発建設部北見河川事務所（担当：総務課長）

方法：閲覧及び貸出（土曜・日曜・休日を除く平日の9時～17時）

#### ②インターネットによる場合

網走開発建設部ホームページURL

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/icrceh0000006v2v.html>

からダウンロード（トップページの「お知らせ」にもリンクを掲載）

### (2) 協定参加希望申請書の受付

受 付 期 間：平成30年2月1日から平成30年2月15日まで

（土曜・日曜・休日を除く平日の9時～17時）

提 出 先：北見市田端町71番地

網走開発建設部北見河川事務所 総務課長

【TEL】0157-23-6118

### (3) 協定参加希望申請書に関する問い合わせ先

問い合わせ期間：平成30年2月15日まで

（土曜・日曜・休日を除く平日の9時～17時）

問 い 合 わ せ 先：網走開発建設部北見河川事務所 計画課長

【TEL】0157-23-6118

## 7 協定業者の決定方法

協定参加希望申請書類の内容及び過去の施工実績等を総合的に審査の上、協定業者の可否を決定する。